

### Ⅲ 明治期韓国で活躍した外交官・若松兎三郎の生涯 (Ⅱ)

永野慎一郎 (Ph.D)

アジア近代化研究所理事・大東文化大学名誉教授

#### 東京で棉花栽培協会設立

1905年7月25日、帝国ホテルにおいて棉花栽培協会創立総会が開催された。貴族院議員、衆議院議員、農商務省当局者、紡績連合会役員および実業家など有志数十名が出席し、「韓国における棉花の改良繁殖を図る」ことを目的とする日本棉花栽培協会が設立された。

創立総会において評議員数十名が選出され、理事として野田卯太郎、角田眞平、青地雄太郎、萩野芳蔵、庄司乙吉が選出された。また浦上格が事務主任に指名された。その後、在京城公使館の斡旋により、韓国要路の大官および韓国在住の日本官民の重要な人士から評議員または理事が推薦された。さらに各方面より評議員を補充した。このような広範囲の人士による組織を背景にして棉花栽培協会の活動がスタートした。

木浦在住の日本官民はこのニュースに接し、衷心より歓迎した。東京から棉花栽培協会一行が木浦に到着するや、若松兎三郎領事は木浦在住有志を領事館に招き、一行を紹介すると共に、懇談の席を設けた。商工会議所会頭福田有造、居留民団長高根信禮、商工会議所理事谷垣嘉市、大阪商船会社支店長佐藤適、貿易商谷村道助、森田金蔵、平岡寅次郎など木浦を代表す

る商工人が集まった。歓迎懇談会はにこやかな雰囲気で行なわれ、陸地棉栽培事業に関して意見交換がなされた。在木浦商工人たちは棉花産業化事業に全面協力を約束した。

#### 若松領事再試作地視察報告

棉花再試作地は、木浦、自防浦、榮山浦、羅州、光州の5か所に決定された。これらの地域において、すべて日本人所有の土地を使用し、日本人に委託栽培させ、日本人技師らの指導・監督のもとで試作が行われた。

若松兎三郎領事は安藤技師らが選定し、再試作を実施していた棉作地の棉花試作状況を視察するために、9月22日から約1週間にわたって各地を訪問した。

棉作地の調査を終えた若松領事は、1905年10月11日付、桂太郎外務大臣宛「光州羅州靈岩報告」を送付した。小村寿太郎外務大臣が都合により職務を離れている間、桂太郎総理大臣が外務大臣を兼務していた。報告内容は以下の通りである。

「全羅南道の風土が棉作に適當であることは既に判明されたところであるが、この風土を利用し、米國種の棉花を栽培すれば生産額が増加し、貿易が発

達し、かつ日本の紡績業にとって有益と考え、昨年当港対岸高下島に於いてアップランド種十三種を試作し、頗る良好な成績であったことは既報の如くであるが、本年棉花栽培協会が設立され、木浦、自防浦、榮山浦、羅州、光州の5か所において試作した結果、米国種棉花が適したことが判明した。同協会はさらに当該種の棉作の拡張のため既に米国に棉実 2,000 ポンドを注文している。棉実が到着したら、適当な地に種子園を設置して栽培し、そこで栽培される棉実を韓国農家に広く配布し、同時に栽培法を教示して棉花栽培の改良に取り組む計画である。同協会の代表として衆議院議員萩野芳蔵と農事試験場安藤技師が来韓し、種子園の選定ならびに栽培地取得に関し本官の助力方要請があり、同一行を伴い出張し、未開墾の野原で棉花栽培に適する土地として三か所を見つけた。

一. 羅州郡伏岩面に於いて榮山江本流に沿う野原推測面積約 83,000 坪

二. 南平郡金磨山曠塘推測面積約 15 万坪

三. 靈岩郡西始面野原(月出山西方)推測面積約 60 万坪

この三か所すべてが片麻岩質の地であり、そのうち羅州郡伏岩面の野原が各種の事情からして棉花種子園に適すると認められ、種子園の敷地に予定した。

また、若松兎三郎領事は棉作地に関する

地方官との交渉について以下のような意見を上申した。

「本官の見聞によれば、木浦港付近において開墾し新たに棉作地を増加できる土地は約 150 万坪に過ぎない故に、米国種棉花を大量栽培しようとするならば、韓国農家に棉花を栽培させる方法しかないと考える。したがって、全羅南道觀察使以下各郡守に米国種棉花の栽培を奨励させるようにする必要があり、殊に、栽培協会が前述の種子園を開設するに当たり、觀察使の承認を受けておくことは土地の収用上大変便利となる」

全羅南道觀察使をはじめ郡守など地方官たちは日本の官吏たちの主導で推進していた米国種棉花栽培に関して当初は収奪手段として認識し、協力的ではなかった。しかし、若松領事が直接地方官たちを訪問して丁寧に説明し、韓国の農村発展のために有益であると説得した結果、徐々に誤解が解かれ、協力するようになった。

この時期は、日本の植民地支配が本格化する前であったが、日本の官憲主導によって棉花栽培事業が進行していたので、韓国の農民たちは栽培地が没収されるのではないかと猜疑心を持っていた。種子は無償で配布し、教師が駐在して栽培法を教えてやる、その上収穫した棉花は在来棉より高値で買い上げるといふ棚から牡丹餅のような甘い話で、しかも折々理事庁や顧問部や関係官庁の官吏や栽培協

会関係者がやってくる、農民たちは到底このようなことを善意とは理解できなかった。いろいろな流言飛語や憶測が盛んに流された。

安藤技師が帰国中には農商務省技師から韓国興業株式会社技師長職に転職した加藤末郎の監督・指導のもとで安藤技師が日本から連れていた農夫が実務を担当した。このように専門家の指導および監督のもとで陸地棉の再試作が実施された。

1905年10月、棉作収穫の季節になり、棉花栽培協会より萩野理事、安藤技師、浦上主任が渡韓して再試作の状況を視察した。

安藤技師は視察報告において、「本邦は陸地棉の開絮期に当たり、降雨が多い故に動もすれば朔の腐敗を来し、収穫量が著しく減少する恐れがあるが、韓国においては同時期に際して降雨少ない故に収穫は安全である。かつ試作の成績においても開花および開絮期は韓国在来種と大差なく、その風土に適していることが認められる」と評価した。

試作地のうち実際に試作の成果が得られた地域は、木浦、自防浦、栄山浦、羅州の4か所であった。安藤技師の再試作地の成績報告の概要は以下の通りである。

1. 陸地棉種は韓国の風土に適応すること。
2. 陸地棉種は在来綿種に比して収穫量の著しく多きこと。
3. 陸地棉種は在来綿種と同一栽培方法で耕作してもなおその収穫量の

多きこと。

4. 陸地棉種は多量の肥料を要しないこと。
5. 陸地棉種は在来綿種に比し、繰棉歩合はるかに多く、繊維が細長であり、利益多きこと。

棉花栽培協会の肝いりで陸地棉再試作が全羅南道地方において実施され、その成績が良好であることが判明し、棉作が将来有望な産業になることが確認された。棉花栽培協会は栽培地をさらに拡大し、広汎な地域において韓国農民に栽培させるための計画を樹立した。

#### 日韓共同で陸地棉栽培奨励

若松兎三郎領事は陸地棉栽培状況を視察するために訪韓中の棉花栽培協会理事萩野芳蔵衆議院議員および安藤廣太郎技師と韓国農村視察中に木浦に滞在していた農商務省農事試験場長古在由直と共に上京した。

まず韓国政府財政顧問目加田種太郎と面会した。陸地棉試作の成績を示しながら、陸地棉が将来有望な産業として発展する可能性について説明した。若松領事は陸地棉栽培を奨励する方法として全羅南道各地に陸地棉採種圃を設置する必要がある。韓国政府が積極的に取り組む必要があることを提議し、そのために必要な経費の支弁を要望した。それから日本公使館臨時代理公使萩原守一を訪問し、公使から日本政府に棉作指導のための技師を韓国に派遣されることを建議した。

目加田顧問は即座で若松領事らの提議に同意し、棉作の改良に必要な経費は韓国政府において負担することを快諾した。さらに翌年度の事業について協議した。

目加田顧問は、「陸地棉の種子を普及して棉作改良の緒を開くにはまず採種圃を設け、原産地の種子を此処に移植して韓国の風土に親しめるようにし、その繁殖を図ると共に、広く種子を韓国農民に配布して耕作するように指導することである」と提言し、その具体的な方法を提示した。

1. 韓国政府は、全羅南道その他の棉作適地において棉採種圃を設置し、日本人に管理させること。
2. 韓国政府は、当該事業経営の費用として向三年間、若干（後 10 万圓に決定）の支出をすること。
3. 棉花栽培協会は、本事業に対し責任を帯びて万般の注意援助すること。
4. 採種圃はその収穫綿の種子を広く全国に拡大させること。

京城の日本公使館は若松領事の建議を外務省に報告し、その内容が日本政府によって採用された。その結果、1906年に木浦に棉作指導のため技師数名が派遣された。

1906年3月、棉花栽培協会は韓国政府より以下の命令に接すると共に、農商務省農事試験場長は同協会の要請に応じて、次の条件を付し、韓国における陸地棉各種の栽培を同協会に委託した。

#### 韓国政府の命令

一. 本国棉花栽培栽種の事業は、大日本棉花栽培協会に委託す

上の事業は大韓国内に在る勸業模範場の監督を受けるべし

1906年3月16日

大韓国内農商工部大臣陸軍副将勲  
一等権重頭  
大日本棉花栽培協会

#### 農事試験場長の委託条件

- 一 陸地棉の栽培収穫の時は、標本として棉花並びに棉幹を本場へ差し出すこと。
- 二 栽培並びに収穫の状況は報告すること。
- 三 栽培収穫した種子は広く韓国内に配布し、改良増殖を図ること。
- 四 委託条件を無料とする。

委託条件には棉花種子の目録が付されていた。

陸地棉栽培計画は順調に進展した。ここに至るまでは各方面の協力が多大であったが、若松領事が将来を見据えて棉花の産業発展のために尽力した結果であった。棉花栽培協会は、特に功労が大きい若松兎三郎木浦領事と韓国政府財政顧問目加田種太郎に感謝状を贈った。

1906年4月、統監府勸業模範場が京畿道水原に設置され、同年6月、木浦出張所が開設された。陸地棉栽培奨励事業は統監府勸業模範場が棉花栽培協会の委託事業を監督する形式で行われ、試験地が



木浦市外龍塘里に設置された。棉花栽培に関する事業はすべて木浦出張所が担当した。

勸業模範場長には本田幸介技師が任命された。そして古在由直農事試験場長が兼任技師に任命され、安藤廣太郎技師が棉花栽培事務嘱託に任命された。また、木浦出張所主任として三浦直次郎技師が任命され、木浦出張所には他に三人の技師と二人の書記が置かれた。

1907年4月1日から統監府勸業模範場は韓国政府に移管された。設立当初の経営方針を変更しない条件で譲渡された。韓国政府は勅令を以て勸業模範場官制を發布し、農商工部大臣の主管とした。統監府所管の職員が韓国政府の招請を受ける形で事業経営を委託された。形式上韓国政府経営となった。

1907年5月15日、勸業模範場開場式が盛大に行われた。開場式には来賓として伊藤博文統監を始め、韓国政府農商工大臣以下、日韓両政府の官吏、京城駐在各国領事、各種団体役員、実業家、新聞記者など800余名が参席した。伊藤統監は、勸業模範場開場式の訓辞において、模範場設置は韓国農業の改良を図るための事業の一端である。韓国において改良せねばならないのは農業である。模範的な農事の改良が最も急務であると強調し、「韓国人は何れも中国の学問の素養ある人が多い。中国においては農を以て国の本とすると古来より云って居る。国は人を以て立ち、人は衣食を以て本とし、衣食は農

を以て勉むにあり、衣食足りて始めて禮節を知ると云って居る。此の言葉や簡単なれども何れの国にも通ずるのである」と述べた。

1908年10月、韓国皇帝陛下が産業奨励のため勸業模範場水原本部を訪問された。また、翌年6月、皇后陛下が激励のため勸業模範場を訪問された。農事振興に関する韓国政府の関心が高まった。

陸地棉採種圃事業は順調に進行し、優秀な成績が表われた。当初不信と誤解によって非協力的であった地方官民が徐々に理解を深め、農民の中で自ら進んで陸地棉栽培を希望する人が増えて来た。状況の改善によって統監府は独立した棉花栽培機関の必要性を認めた。1908年3月、韓国政府は臨時棉花栽培所官制を公布し、臨時棉花栽培所が設置された。従来の勸業模範場木浦出張所の業務を引き継ぐ形で組織替えされた。

日韓併合に伴って、朝鮮総督府勸業模範場木浦支場に名称が変更された。木浦支場は各地の棉花に関する事項を担当した。木浦支場は従来全羅南道地域の棉採種圃のみ管轄していたが、京畿道以南の7道すべての地域に経営管理権が拡大された。勸業模範場木浦支場が棉花栽培の改良指導および棉種子の配布など重要な役割を担った。

1912年3月、棉花栽培協会は役割を終了したと判断して解散した。陸地棉に関する事業は各道庁に移管された。木浦支場は棉花に関する試験、調査および新規

輸入の陸地棉種子についての研究・指導に従事した。1917年に総督府令により勸業模範場木浦棉作支場と改称され、1929年に朝鮮総督府農事試験場木浦棉作支場と変更された。韓国における棉作奨励はすべて木浦棉作支場の試験調査に基礎を置いていた。

政治体制の変遷によって機関名は何度も変更されたが、陸地棉の発祥地を管轄する木浦支場の採種圃が一貫して陸地棉の母体としての役割を担当した。

### 陸地棉普及と棉産業の発達

木浦試験場における品種改良や試験成績に鑑み、陸地棉の中でも米国種「Kings Improved」種が韓国の風土に適するとし、この種を奨励し、全国に普及した。1920年には平安南道龍岡郡龍岡面に木浦棉作支場龍岡出張所が設置された。龍岡出張所で試験・研究が行われた。研究成果が実り、陸地棉の改良品種「龍祥」が育成された。改良品種「龍祥」が1939年に朝鮮半島西部地方、すなわち、黄海道、平安道における陸地棉奨励品種として指定された。

陸地棉は朝鮮半島最北端の咸鏡北道を除く全地域に普及された。その結果、栽培面積の拡張とともに収穫量が増産された。陸地棉の品質の優秀さが実証され、陸地棉の増加に比して相対的に在来棉は減少した。1942年の全国の陸地棉栽培面積約33万ヘクタールに対し、在来棉面積は約8,000ヘクタールであった。

以上、述べたように、朝鮮半島の気候および風土は世界の主要棉種である陸地棉栽培に適したことが実証され、全地域に拡張され、棉産業発展の契機となった。

陸地棉は朝鮮半島全地域に普及された。その結果、棉作農家が急増し、棉花の栽培面積が拡張され生産量が急増した。1912年の全国の陸地棉作農家78,000世帯から1935年には86万世帯へと11倍増加した。当時在来棉耕作農家も29万世帯あった。陸地棉耕作農家と在来棉耕作農家を合わせると、棉作農家は115万世帯であった。当時の畑耕作農家270万世帯のうち、42%が棉作を営んでいた。棉作が米、麦に次ぐ主要農産物の一つとなった。

陸地棉栽培奨励政策が功を奏し、陸地棉栽培農家が増加すると共に棉花の生産量が拡大した。従来韓国の農家は自家用として自給自足の範囲において必要な棉花を耕作していた。しかし、陸地棉の普及と共に生産手段及び品質の改良によって、棉花の商品価値が認識されるようになり、棉作が農家の有力な収入源となった。このような経済的な要因によって棉作農家が増加した。

棉作は主として中農以下の農家に普及された。農村では棉花栽培が一種のブームとなり、主要農産物の一角を占めるようになった。農家は子弟の教育費や結婚支度に必要な資金として現金収入が必要であった。これらの必要な資金を棉花栽培で得ていた。棉花を栽培して実棉を売るだけでなく、棉を活用して綿糸を作り、

織物や編物などの製品を作って商品として市場に出した。これが農家においては小銭を稼ぐ有力な手段の一つであった。収入の増加によって生活水準が向上し、衣類など生活必需品への活用が増加することによって綿製品も多様化した。必需品である衣服だけでなく、タオル、座布団、布団などの寝具を手作りするなど、農家の女性たちは農繁期になると綿製品作りに精を出した。これらの手作業が家内工業発達の契機となった。このように、棉花の有効活用によって生活環境にも変化が生じた。

韓国では、伝統的に娘が嫁ぐ時の嫁入り道具の中には必ず布団が入っていた。新郎側が住居(家)を用意し、新婦側が家具など生活必需品を用意するのは昔からの習慣である。新婚家庭の生活に必要な家具一式を用意するのだから、寝具、すなわち布団一式は必需品である。本人たちが使用する物だけでなく、新郎側の親、兄弟、祖父母など親戚にも布団を贈る習慣があった。その位、布団は重要な嫁入り道具であった。布団だけでなく棉作が盛んになり、綿製品の発達によって衣料文化が発達し、ご両親への贈り物には“韓服”、すなわちチマ、チョゴリなどの綿製品の衣服が定番であった。

1924年の朝鮮半島の棉花生産量は繰綿換算で約24,000トンあった。そのうち国内消費が14,000トン。すなわち生産量の約60%を国内消費に充てた。輸出は1万トンほどで、日本向けである。他に国外か

らの繰綿及び打棉の輸入が約2,000トンあり、韓国国内での棉花の年間消費量は16,000トンを超えていた。国民生活の上昇による棉製品の国内消費の増大に起因している。

世界の主棉種である陸地棉(世界全生産量の90%占有)は気候・風土が栽培に適し、試作の結果が良好であった木浦・高下島での成果を踏まえ、朝鮮半島最南端の全羅南道から栽培が始まり、全羅道、慶尚道、忠清道、京畿道の南部地方に広がった。木浦試験場での品種改良、栽培法の改善、種子の研究や保存・普及など管理体制の徹底と指導によって、陸地棉の品質の優秀さと共に経済性が評価され、朝鮮半島全地域に広く普及された。

1942年の全国の畑耕作面積約269万ヘクタールに対し、棉作地は33万7,000ヘクタールで、12.6%を占めた。中でも全羅南道は約21万4,000ヘクタールの畑耕作地のうち67万4,000ヘクタールという31%を棉作地が占めた。

棉花栽培が全国的規模で拡張されると、各地に棉花売買市場が形成された。それに伴って、棉花商品化のための繰綿工場、製油工場、織布工場、製綿工場など棉関連工場が各地に設立された。棉産業の発展によって貿易が盛んになり、運輸業の発展に繋がった。また、棉業の発展は紡績業の勃興の契機となり、農業から工業への産業転換の重要な要因となった。

#### 輸入依存の食塩事情

人間の食生活には塩は必要不可欠である。特に、朝鮮の食文化には大量の塩分を使用する特徴がある。食生活の発達と共に塩蔵魚、塩、味噌、キムチなど塩製品の需要増大によって塩生産の問題は重要課題であった。古くから朝鮮半島では沿岸各地において煎熬塩を製造した。煎熬塩は海水から塩を採取するために濃厚な塩水を釜に入れ煮つめて水分を蒸発させ、塩分を結晶させる方法で製塩する。伝統的な製塩方式である。この製造法では煎熬のために資金、燃料、労働力を多く必要とするので、大量生産が困難で、経済性が低い。

時代の変化と共に多様化する食生活によって増加する食塩需要に対処できず、相当量の食塩を日本、中国、台湾などから輸入した。開港前は主として日本から輸入し、開港後は中国から輸入した。1900年以後は中国から安価な天日塩の輸入が急増した。正式に開港場を経由して輸入する塩の他に、中国から相当量の密輸入があった。安価な中国産天日塩に押されて韓国の製塩業界は減産を余儀なくされた。

食塩は国民生活の必需品であった。1909年の食塩の消費量は181,500トン、うち国内産塩は146,900トン、外国からの輸入34,600トン。消費量の増加に伴って輸入塩が増加し国内生産は減少した。中国からの密輸入問題があり、韓国政府としても塩に対する適切な対応策を講じる必要があった。

### 若松領事天日製塩の提唱

食塩不足の対応策として天日塩製造方式導入を提案したのが若松兎三郎木浦領事であった。いわば韓国における天日製塩の先駆者である。

天日塩は塩田を数区画に分け海水を貯水池から蒸発池、結晶池へと移動させながら、太陽熱により次第に水分を蒸発させ、最後の結晶池で塩を自然に抽出する方法で造る。天日塩田は広大な干潟と塩田地造成のための莫大な資金が必要である。特に、晴天日が続くこと、乾燥のための気候条件が良いことが条件だ。塩田地造成のための初期投資が必要であるが、運営に必要な経費は少なく、大量生産が可能である。

1902年に木浦領事に着任した若松兎三郎は、全羅南道地方の産業開発に強い関心を持ち、現地生産事情を詳細に調査した。棉作改良の他に、豊富な自然環境を活用できる産業として製塩事業が浮かび上がった。

若松兎三郎は中国の杭州や沙市領事として勤務した経験から、中国や台湾で天日塩が生産されている地域と地理的、気候的に類似している全羅南道地方に天日製塩の可能性があるかと判断し、調査を始めた。調査結果に勇気付けられた。若松はこれだと思ったら、すぐ行動に出る性格である。日本と韓国が共に利益を得られるのであればこれ以上のことはない。天日塩田築造のための調査・研究を日本政



府に要請した。

若松領事は1904年7月7日付、小村寿太郎外務大臣宛の機密第31号「韓国塩業を我官業となす義に付調査方上申の件」の書簡を発送した。

「韓国産食塩のおよそ半分を全羅南道地方で生産していることから察せられるように、当地の気候や立地条件は塩業に適しており、当地方において数万ヘクタールの塩田開拓が可能である。また、中国からの密輸入が横行している現状から見てその対策としても、韓国において近代的な塩業を興せば、韓国領域内で必要な経費の充当となり、日本の財政的負担を縮小できる。大臣閣下の承認が得られれば大蔵大臣にご推牒のうえ、調査のため技師の派遣を希望する」

若松領事の書簡を受け取った小村大臣は、7月26日付、若松領事への返信「韓国塩業を我官業とする件に付き回答」（機密送第21号）を発送した。

「機密第31号の稟申の趣旨を了承した。政府においても考量し、調査して追って回示する」

小村大臣からの素早い返答に気を良くした若松はさらに機密35号「製塩業試験場に関する件」を8月31日に発送した。

「韓国塩業に関し、調査の要点は天日製塩法の成功如何にあり、実験の必要がある。幸に当居留地より10里（日本の1里）以内に塩田20ヘクタールを作

れる適当な土地がある。その土地は試験場に好都合である。土地所有主からその土地を買収して、韓国中央政府への開墾許可申請は韓人名義にし、日本人の希望者に試験場を営ませることで実施する方法がある。政府の判断を仰ぎたい。」

小村大臣は9月9日付機密送第25号で、機密35号を了承した。

若松兎三郎木浦領事の要請について日本政府関連部署で検討した結果、1904年12月、農商務省技師下啓介が韓国農業事情の調査目的で訪韓した。この際、全羅南道の製塩業の状況を調査するためには十分な滞在期間が必要であると、若松領事は重ねて要請したが、下技師の訪問期間は限られ、調査対象が多岐に亘ったため、塩業調査には高下島と玉島の塩田を巡視し、資料を収集しただけであった。2島は小規模塩田で、訪問時期が12月という製塩作業のオフシーズンであった。調査は充分ではなかった。

若松領事は全羅南道沿岸干潟地および栄山江水路状況調査のための技師派遣を再度要請した。有望な干潟地数か所を選定し、本格的な調査のため技師1名、技手2名、通訳1名を派遣し、3か月間の実地調査を希望した。

1905年7月、工学士山内一太郎が技師として派遣され、約3か月間、有望な干潟地の海南半島、珍島、慈恩島および木浦付近の干潟地31か所を調査した。

しかし、問題が発生した。外国人租界か

ら10里以内であっても、土地所有権や開発に必要な権限は韓国側にある。若松領事の天日塩試験場建設のための干潟地使用に関する照会に対し、木浦地方を管轄する韓永源務安監理は中央政府の判断を待たなければならぬと慎重な態度であった。

京城日本公使館も若松領事の発想により始まり、進行している状況において露骨に反対はしなかったが、関心が薄く、慎重な姿勢であった。このような雰囲気を探した外務省は木浦地方における干潟地使用問題については、いったん了承したが、推移を見ながら、結論を出すとして留保した。

“韓里10里以内”の区域に関する解釈の相違もあった。若松領事は海上を隔てても10里以内は規定の範囲内であり、海上を隔てる場合の海上の距離は計算に加えず、陸上および干潟地の里数のみを10里の区域に定めるべきであると解釈した。したがって、高下島の干潟地、霊岩および押海島干潟地の一部は規定の範囲内と判断した。韓国側の解釈は違った。

干潟地調査に関する山内技師の報告書は外務省に提出されたが、公表されることなく、蔵入れとなった。

1906年2月、統監府の設置により、木浦領事館が廃止され、代わりに木浦理事庁が設置された。若松領事は木浦理事官として残留したが、外務省所属から内務省所属に身分が変更され、職務上外務省との関係は切れた。この時点で若松領事

によって推進された天日塩事業は若松領事の手から離れた。

所属部署の変更が若松兎三郎の生涯に大きな分かれ道であった。若松領事が取り組んでいた全羅南道での天日塩試験場設置問題はうやむやになった。

### 天日製塩試験場仁川朱安に設置

天日塩試験場は若松領事が提案した全羅南道地方ではなく、仁川朱安と決まった。その後、京畿道および平安南北道に官営天日塩田が次々と築造された。若松領事の本来の意図とは違った形で実現された。理由としては、中国産塩の大量輸入を防止するための対策として山東半島の対岸である仁川および廣梁湾沿岸が選択され、この地域が食塩の大量消費地である京城に近接していたことが挙げられる。

いずれにしても韓国における天日塩田開発が若松兎三郎の構想から始まったことは若松領事が外務省に送り続けた領事報告から確認できる。これらの外交記録は外交史料館に保存されている。

一方、若松領事は韓国において天日製塩事業が有望であることを韓国政府財政顧問目加田種太郎に伝えた。そしてこれを官業とすれば韓国国内での財政確保に貢献できるだけでなく、日本の財政負担の減少となると助言し、専門技師の派遣と財政補助を要望した。目加田顧問は財政健全化に役立つのであれば、結構なことだと判断し、大蔵省に技師派遣を要請した。1906年に奥健蔵技師が派遣された。

在来塩の煎熬塩は生産費が高くつくため、価格の低廉な中国産天日塩の輸入激増に悩まされていた韓国政府としても、目加田顧問の意向を汲み、塩業に関する調査を始めた。天日製塩と煎熬製塩の実験を同時に実施することを決定し、天日製塩は仁川朱安、煎熬製塩は慶尚南道東萊府（現在の釜山）で実施された。二つの方式の製塩を比較した結果、天日製塩が優れていることが判明した。

奥健蔵技師の調査に基づき、同技師の意見により、1907年9月、仁川朱安に1ヘクタールの天日製塩試験場が設置された。若松兎三郎が日韓共生のために推進した天日製塩事業が始まった。

経済的見地から天日製塩の優秀性が認められたが、製塩主体を官営にすべきか民営にすべきかについては韓国政府内で議論があった。

### 官営で始まった天日製塩

当時の塩務行政の緊急課題は外塩輸入を防止することであり、正貨輸出を止めることであった。同時に、国民生活上必需品である塩の十分な供給量の確保であった。その観点から天日塩は政府が経営主体となって、自給自足を図るとして天日塩田築造計画が樹立された。

韓国政府は天日製塩開発に必要な技術者の派遣を日本政府に要請した。日本には技術者がいなかったため、台湾で天日塩作業に従事していた山田直次郎と三木自然環境であることに注目し、福岡県與

毛三郎を韓国の官吏として招聘した。二人が天日製塩に適した干潟地を調査し、西海岸の仁川港沿岸の朱安と鎮南浦港沿岸の廣梁湾の干潟地が選定された。

一方、日本政府は東京水産講習所（現在の東京海洋大学）に天日製塩技術者養成所を開設して技術者を養成した。同校卒業生たちが韓国に行き、官吏となり、朱安製塩試験所において山田、三木二人の指導を受けながら、草創期の製塩事業に従事した。

天日製塩を官業とし、政府主導で天日塩田の築造が始まった。予算等の関係上漸次築造方針を決め、1909年から3年間で廣梁湾764ヘクタール、仁川朱安87ヘクタールの天日塩田が築造された。引き続き天日塩田が京畿道や平安道に築造された。1939年まで総面積4,289ヘクタールとなった。総生産量26万トンであった。需要に追いつかず、年間14万トン輸入に依存した。

当時、民間塩田は1,313ヘクタール、生産量約3万トンであった。天日塩田は政治的判断から平安道と京畿道に集中した。官主導であったため、自然環境および気候条件が優れている南部沿岸の全羅道および慶尚道地方は選ばれなかった。経済的要因である生産性よりも地理的、政治的要因が有利に働いた結果である。南部地方は日本の植民地時代終了まで天日塩田の開発ができなかった。

若松兎三郎は木浦地方が塩業に優れた原塩業組合長山中益次郎に塩田の視察お

よび調査を依頼した。山中は旧式の製造法改良のための10項目の意見を提示した。それを受けて、若松領事は「木浦地方における製塩状況」を1904年8月25日付で小村寿太郎外相宛に送った。これが注目を浴び、1906年6月に木浦塩業株式会社が設立された。しかし、天日製塩試験場は仁川朱安に選定され、天日製塩事業が京畿道および平安道中心に進行し、木浦地方の製塩業は官業に圧迫され萎縮していた。

#### 天日製塩の輸出産業への転換

終戦と南北分断が韓国の製塩産業に大きな変化をもたらした。塩田が北朝鮮地域に偏在していたため、南北分断によって韓国側では食塩事情がさらにひっ迫した。政府は日本人経営の塩田を接收し、従来の官営を解除して民営天日製塩を奨励した。政策転換によって、国営から民営に移管し、在来塩から天日製塩へ転換する業者が増加した。政府は補助金を支給して塩田経営者を支援した。

終戦直後は年間10～15万トンの食塩を輸入に依存していたが、政府の増産計

画が順調に実施され、1954年末には国営塩田と民間塩田合計9,320ヘクタールを確保し、年間塩生産量は34万トンに達した。国内需要量30万トンに充て、4万トンの余剰ができた。その結果、食塩輸入国であった韓国は輸出国へと転換した。

天日製塩は戦後最も発展した産業となった。戦後復興と自立経済確立に多大な貢献であった。特に、大量生産地である木浦地方の塩田業者は植民地時代の苦難をいち早く乗り切り、解放後の韓国政府の製塩事業への補助金制度に助けられ、政府および地方行政機関と協力して天日塩田築造に取り組み、食塩増産に努めた。木浦地方の天日塩田は1956年には3,256ヘクタールに拡張し、全国一の製塩産地となった。

若松兎三郎が天然資源を活用し地場産業を育成しようと取り組んだ木浦地方の塩田事業は植民地時代には政府主導の計画から外されて苦難の時代であった。戦後製塩民営化推進で、若松領事が提案してから半世紀後れてようやく脚光を浴び、花形産業となった。若松兎三郎の念願が実現した。